

# 道路維持管理業務委託

## 公募型プロポーザル募集要項

令和6年4月

流 山 市

# 目 次

## 第1章 総 則

- 1 道路維持管理業務委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 事業方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 災害時等の協力体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

## 第2章 事業概要

- 1 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 対象業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

## 第3章 公募型プロポーザル募集要項

- 1 参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 参加手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 一次審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 4 二次審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 5 契約内容及び業務内容等の協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 6 事業契約に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

## 第4章 その他

- 1 その他の事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

# 第1章 総則

## 1 道路維持管理業務委託

道路維持管理業務委託(以下、「本業務」という。)は、「流山市公共施設等総合管理計画(2015年度)」に基づき実施する。

本業務は、舗装の補修や側溝清掃などの異なる業務を一括して事業者へ委託し、あわせて事務処理方法の見直し及び効率化を行うとともに、性能発注の手法を取り入れることで事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上及び管理経費の削減を図ることを目的とする官民連携事業である。

また、市道等を市民が継続して安全に利用できることを前提とし、流山市が管理する道路等の施設を対象とした維持管理や補修等を民間事業者へ委託するものであり、受託者の持つ創意工夫及びノウハウの活用をすることを期待する。

## 2 事業方式

本業務は、委託者が管理する道路等の施設を対象とし、行政行為に係る業務は引続き委託者が担い、受託者が行う業務は総価契約とする。

なお、受託者は、委託者からの本事業の推進に係る、業務遂行上の品質の確認や経費の調査等について協力をするものとする。

## 3 災害時等の協力体制

委託者が「流山市地域防災計画」で定義する災害が発生した場合には、受託者は、流山市の指揮命令系統下に置かれるものとし、また、国、千葉県、流山警察署、流山消防署等の関連機関より委託者へ協力要請がある場合は、流山市の市災害対策本部の指示により対応するものとする。

また、利用者の対象施設が災害時等により安全に使用不能や通行不可とならないよう、資機材や人員体制を構築し事前巡回を行い、災害時等発生後は速やかに危険箇所等について対応しなければならない。

なお、本業務において委託者及び受託者は、災害時等に対応するための協力体制を構築し、相互協力協定等を結ぶものとする。

## 第2章 事業概要

### 1 事業概要

本業務は、市全域を対象区域としている。

#### (1) 事業概要

ア 業務件名 道路維持管理業務委託

イ 対象業務 「第2章2 対象業務」に示すとおり

ウ 履行期間 契約締結の日の翌日から令和7年3月31日までとし、業務の実施期間は、令和6年8月1日から令和7年3月31日までとする。

エ 委託料上限額

34,562千円/年(消費税及び地方消費税を含む)

オ 対象区域

流山市全区域とする。

対象区域は次の施設を対象とする。

表 1 対象施設一覧表

| 施設項目              | 種別                        | 数量       |          | 備考             |
|-------------------|---------------------------|----------|----------|----------------|
| 市道                | 市道                        | 3,826 路線 | 674,938m |                |
| 橋りょう              | 道路橋                       | 177 橋    |          | 道路延長に距離が含まれている |
|                   | 歩道橋                       | 2橋       | 13.4m    | 東深井歩道橋         |
| 13.6m             |                           |          | 新川歩道橋    |                |
| 道路反射鏡<br>(カーブミラー) | —                         | —        | —        |                |
| 法定外公共物            | 市有通路                      | 78 か所    | —        |                |
|                   | 赤道・水路<br>・その他市が管理<br>するもの | —        | —        |                |

### 2 対象業務

「表2 対象業務 一覧表」を対象業務とする。また、業務内容の詳細は、別紙「流山市道路維持管理業務委託 要求水準書」に示すとおりとする。

表 2 対象業務 一覧表

| 総<br>価<br>契<br>約 | 業務項目 | 業務内容 |
|------------------|------|------|
|                  | 巡回業務 |      |
|                  |      | 緊急巡回 |

|             |                |
|-------------|----------------|
|             | 現場撮影           |
| 清掃業務        | 道路清掃           |
|             | 歩道清掃           |
|             | 側溝、雨水枡の汚泥除去    |
|             | 雪害対策・対応        |
|             | 除草             |
|             | 放置自転車の回収       |
| 交通安全施設等管理業務 | 道路反射鏡の維持管理     |
|             | 案内標識の維持管理      |
|             | その他交通安全施設の維持管理 |
| 補修・修繕業務     | 損傷箇所の補修・修繕     |
| 災害対応業務      | 災害対応           |
| コールセンター業務   | 市民からの要望相談受付    |
| 要望相談対応業務    | 要望相談への対応       |
| その他         | 業務計画書の作成       |
|             | 業務報告           |
|             | 引継ぎ作業          |
|             | モニタリングの実施と報告   |

### 第3章 公募型プロポーザル募集要項

#### 1 参加資格

本業務は、対象業務一覧表の項目に掲げる各業務に対する要求水準書の内容を満たし、かつ次の各要件を満たす「1社の企業(団体)」または「企業または団体によって構成する企業又は団体(以下、「構成企業等」という。)」が応募することができるものとする。

- (1) 1社の企業(団体)は、流山市内に本店を有すること。
- (2) 構成企業等は、千葉県内に本店または支店を有すること。
- (3) 構成企業等の場合、2社(団体)以上とし、構成企業等を代表する企業(以下、「主契約企業」という。)を流山市内に本店を有する企業または団体にすること。
- (4) 令和6・7年度流山市有資格業者名簿に委託で登録されている者であること。構成企業等の場合、主契約企業が登録されている者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 流山市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (7) 応募資格要件の確認後から資格審査終了までの期間に建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (9) 民事再生法(平成11年法律第255号)第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項による更正手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件(以下「更正事件」という。)に係わる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項及び第2項の規定により更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。)をしていない者又は申し立てをなされていない者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをした者又は更正手続開始の申し立てをなされた者とみなす。
- (11) 構成企業等の場合、出資比率の最小限度については次の基準を満たしていること。また、主契約企業の出資比率は、70%以上となるようにすること。なお、契約後に事情により変更する場合においても、同様の出資比率とし、事前に委託者の承諾を得なければならない。

表 5 構成企業等の数と1社当たりの出資比率最低限度

|   | 構成企業等の数 | 1社当たりの出資比率最低限度 |
|---|---------|----------------|
| ア | 2社(団体)  | 30%以内          |
| イ | 3社(団体)  | 15%以内          |
| ウ | 4社(団体)  | 10%以内          |

※構成企業等の数が5社以上の場合は、委託者に確認すること。

※構成企業団体の数に上限はないものとする。

(12)再委託を行う場合は、流山市業務委託委託契約書共通第7号条項第4条に基づき、本業務の全部又は大部分の実施を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。

## 2 参加手続

参加手続は、1社の企業(団体)の場合は1社(団体)、構成企業等の場合は、主契約企業が行うことができる。

### (1) 募集及び選定方法

本業務では、「道路の維持管理、補修・更新」を通じ、民間事業者による効率的・効果的の事業を期待するものであることから、公募型プロポーザル方式により受託者を選定する。

委託者は、「第3章2(3)オ 一次審査資料の受付」にある書類の提出を受け、一次審査(書類審査)を行い、その後、選定された者から「第3章2(3)キ 二次審査資料の受付」にある書類の提出を受け、二次審査(プレゼンテーション)を実施する。その結果、最も優秀な評価を受けた提案書の提出者を受託候補者として選定する。

なお、選定された受託候補者の提出書類は、流山市情報公開条例(平成13年12月21日条例第32号)に基づき、同条例第7条に掲げる情報を除き公開の対象となる。ただし、提案内容については、選定事業者、非選定事業者どちらも企業の知的財産であるため、公にしないとの条件で提出を受けることとし、非公開とする。

### (2) 選定スケジュール

選定は、次の「表6 選定スケジュール表」に示すとおりとする。また、各スケジュールの項目は、「第3章(3)」に示す。

表 6 選定スケジュール表

| 時期              |                           |
|-----------------|---------------------------|
| 募集要項等の配布        | 令和6年4月1日(月)～4月15日(月)まで    |
| 質問の受付           | 令和6年4月1日(土)～4月15日(月)まで    |
| 質問への回答及び公表      | 令和6年4月22日(月)頃             |
| 一次審査資料の受付       | 令和6年4月1日(月)～4月26日(金)まで    |
| 一次審査結果通知        | 令和6年5月9日(木) 頃             |
| 二次審査資料の受付       | 令和6年5月10日(金)～5月31日(金)まで   |
| 二次審査(プレゼンテーション) | 令和6年6月7日(金)               |
| 受託候補者決定         | 令和6年6月12日(水)              |
| 受託候補者通知         | 令和6年6月14日(金)              |
| 業務内容の詳細協議       | 令和6年6月17日(月)～6月28日(金)     |
| 契約書の締結期限        | 令和6年7月1日(月)               |
| 道路維持管理業務の実施期間   | 令和6年8月1日(木)から令和7年3月31日(月) |

### (3) 各スケジュールの項目

ア 募集要項等の配布

1) 配布期間

令和6年4月1日(月)～4月15日(月)まで

2) 配布方法

流山市ホームページからダウンロードすること。

イ 質問の受付

1) 受付期間

令和6年4月1日(月)～4月15日(月)午後5時まで(必着)

2) 提出方法

質問書(第8号様式)で、流山市道路管理課(dourokanri@city.nagareyama.chiba.jp)へ電子メールで提出すること。なお、電子メール以外での質問及び4月15日(月)午後5時以降に提出された質問については回答しないものとする。

ウ 質問の回答及び公表

回答方法は、令和6年4月22日(月)頃に、流山市ホームページで質問内容と回答を公表する。また、回答は質問事項に対する回答のみとし、事業者名は公表しない。さらに、回答により事業者選定に公平性を損なうと判断した場合は、その質問に対する回答を行わない。

エ 参考資料の閲覧(第1回)

提案書の作成にあたり、次のとおり参考資料を閲覧することができるものとする。

1) 閲覧できる参考資料:流山市が保管する資料のうち、流山市情報公開条例において非開示に該当しないもの。

2) 閲覧場所

(ア) 流山市道路管理課事務室内

(〒270-0192 流山市平和台1-1-1 流山市役所第3庁舎1階)

※閲覧希望者は、予め電話で閲覧したい資料を伝え、日時を予約する。なお、準備に日数を要することがあるため、日程に余裕を持って問い合わせること。

問い合わせ先:道路管理課補修係 04-7150-6093(直通)

(イ) 閲覧期間参考資料の閲覧(第1回):令和6年4月1日(月)～4月15日(月)まで

※閲覧は、閉庁日及び正午から午後1時までの間を除く、午前9時から午後5時までとする。

オ 一次審査資料の受付

参加を希望する構成企業等は、次の書類を提出期間に提出すること。

1) 提出書類

(ア) 参加申込書(第1号様式)

(イ) 会社概要書(第2号様式) ※構成企業等の場合、全ての企業分提出すること

(ウ) 業務実績書(第3号様式) ※受託契約書写しを添付

(エ) 業務実施体制調書(第4号様式)

(オ) 配置予定技術者等経歴書(第5号様式)

(カ) 業務内容がわかるパンフレット等、財務諸表(直近2期分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書が確認できるもの)

(キ) 構成企業等における、構成の証明(任意様式)

(ク) 構成企業等の構成及び出資比率(任意様式)



2) 提出期間

令和6年4月1日(月)～4月26日(金)まで午後5時15分まで(必着)

3) 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

4) 提出方法

流山市道路管理課補修係担当の窓口(〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1 流山市役所第3庁舎1階)へ提出のこと。また、郵送した場合は、提出期間内必着とする。なお、郵送した場合は、その旨を担当係へ電話連絡すること。

※参加申込書の提出事業者が1社のみであっても、参加資格を有する業者であれば公募型プロポーザルを実施するものとする。

カ 一次審査結果通知

一次審査結果通知の送付は、令和6年5月9日(木)頃に主参加申込者の代表に対し書面により通知する。

キ 二次審査資料の受付

一次審査を通過した参加申込者は、次に示す資料を期限内に提出する。

1) 提出書類

(ア) 企画提案提出書(第6号様式)及び各資料

(イ) 公募型プロポーザル見積書(第7号様式)及び内訳書(任意様式)

2) 企画提案提出書

企画提案提出書は、キ 6) 提出書類作成要領及び別表「道路維持管理業務委託提案評価基準表」(二次審査)の評価項目に基づき、作成する。

(ア) 基礎評価

- ① 業務の理解度及び業務実施方針
- ② 本事業の取組方針
- ③ 各業務の取組方針
- ④ 取組方針に対する提案者のアピールポイント

(イ) 特定テーマに関する事項

特定テーマは、次の7つの項目とする。

- ① 市民サービスの向上  
(提案例: 要望相談者への対応)
- ② 経費削減に関する創意工夫  
(提案例: 様々な媒体の活用による業務の効率化、作業の兼務化)
- ③ 災害時等の体制  
(提案例: 災害時等に備える資機材や配置する人員等の体制、複数班の編成)
- ④ 事業者の技術力、執行能力  
(提案例: 適切な技術力、執行能力を有した事業者)
- ⑤ 要望内容対応可能数  
(提案例: ポットホール、舗装亀裂、側溝蓋破損など本業務で対応可能な業務の数)

⑥ 道路管理物以外の拡張

(提案例:公園、水路など様々な他工種への拡張等)

⑦ 特定テーマへの取組における参加申込者のアピールポイント

(提案例:参加申込者が特にアピールしたいこと)

(ウ) 価格評価

① 見積書

3) 見積書

見積書には本業務に係る一切の経費を含むものとし、算出根拠を示した内訳書をあわせて添付すること。なお、見積書は委託料上限額の範囲内で提案すること。

4) 提出期間

令和6年5月10日(金)～5月31日(月)午後5時まで(必着)

5) 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

6) 提出方法

流山市道路管理課補修係担当の窓口(〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1 流山市役所第3庁舎1階)へ提出のこと。また、郵送した場合は、提出期間内必着とする。なお、郵送した場合は、その旨を担当係へ電話連絡すること。

7) 提出書類作成要領

提出書類作成は次のとおりとする。

(ア) 企画提案書は、第6号様式を表紙として使用し、キ2)に掲げる企画提案を求める特定テーマについての資料を添付すること。サイズはA4版縦長横書き左綴じとする。

(イ) 公募型プロポーザル見積書(第7号様式)に記載する見積金額は、消費税抜きの金額とし、道路維持管理業務(導入一時経費を含む。)の総額を記載すること。また、見積金額の内訳書(任意様式)を添付し、直接人件費、直接経費、間接経費をそれぞれ記載すること。なお、公募型プロポーザル見積書(第7号様式)及び見積金額の内訳書には、代表者印を押印し、封筒に社名を入れ封緘し提出すること。

(ウ) 企画提案書には、本提案見積金額を記載しないこと。

ク 参考資料の閲覧(第2回)

提案書の作成にあたり、次のとおり参考資料を閲覧することができるものとする。

1) 閲覧できる参考資料:流山市が保管する本業務に関する資料のうち、流山市情報公開条例において非開示に該当しないもの。

2) 閲覧場所

(ア) 流山市土木部道路管理課事務室内

(〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1 流山市役所第3庁舎1階)

※閲覧希望者は、予め電話で閲覧したい資料を伝え、日時を予約する。なお、準備に日数を要するため、日程に余裕を持って問い合わせること。

① 問い合わせ先:道路管理課補修係 04-7150-6093(直通)

(イ) 閲覧期間:令和6年5月10日(金)～5月24日(金)まで

※閉庁日及び正午から午後1時までの間を除く、午前9時から午後5時までとする。

※参考資料の閲覧(第2回)は、二次審査参加事業者を対象とする。

## ケ 二次審査(プレゼンテーション)の実施

二次審査は次のとおり実施する。

- 1) プレゼンテーションは、企画提案書の提出があった順に行うものとする。
- 2) プレゼンテーションの実施日等は、以下のとおりとする。
  - (ア) 実施日 令和6年6月7日(金)とし、時間については後日連絡するものとする。
  - (イ) 場所 流山市平和台1丁目1番地の1流山市役所とし、詳しい場所については後日連絡するものとする。
- 3) 企画提案書を提出した事業者(以下「提案事業者」という。)は、次のとおりプレゼンテーションを行う。
  - (ア) プレゼンテーションは、受託後の管理業務に係る担当者が行い、参加人数は各提案事業者5名以内とする。
  - (イ) プレゼンテーションの時間は、提案事業者ごとに30分以内とし、終了後概ね20分程度、企画提案書を含む提案内容について審査会委員による質疑を行う。
  - (ウ) 提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできないこととする。
  - (エ) プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンは委託者で用意するため、必要な場合は事前に申し出ること。その他の機器(パソコン等)については、提案事業者が準備すること。

## コ 審査基準及び採点

審査基準及び採点は次のとおりとする。

- 1) プロポーザル審査会は、最も優れた提案を行ったプロポーザル参加者を決定するための方法及び評価基準を示し、プロポーザル参加者の行う提案の具体的な指針として「道路維持管理業務に係るプロポーザル評価基準」(以下、「評価基準」という。)を定める。
- 2) プロポーザル審査会委員は、提案事業者からのプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき採点を行う。
- 3) 審査会委員それぞれの採点結果の平均値(小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位で四捨五入する。)を提案事業者の得点とする。

## サ 受託候補者決定

受託候補者の決定は、評価基準に基づき、得点が最も高い者を令和6年6月14日頃に決定するものとする。

## シ 審査結果の通知

審査結果の通知は次のとおりとする。

- 1) 受託候補者決定後速やかに審査結果を提案事業者に書面で通知する。
- 2) 受託候補者と決定した業者には、公募型プロポーザル第二次審査選定結果通知書により通知するものとする。
- 3) 受託候補者に選定されなかった業者には、公募型プロポーザル第二次審査非選定結果通知書により通知するものとする。
- 4) 審査結果は、流山市ホームページで次のとおり公表する。なお、受注候補者以外の事業者は公表しない。
- 5) 提案事業者は、当該審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
- 6) 審査結果及び審査内容についての問い合わせについては、一切応じない。

## ス 企画提案書の瑕疵

企画提案書の瑕疵は次のとおりとする。

- 1) プロポーザルにおいて、提案事業者の提出書類若しくは申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について審査会で審議の上、提案事業者の取扱いについて決定する。
- 2) 審査会は、必要に応じて前項の瑕疵について提案事業者に、個別にヒアリングを行うことができるものとする。
- 3) 審査会は、提案事業者の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認める場合は、受注候補者の選定につき既に決定した事項を取り消すことができる。

#### セ 失格条件

提案事業者及び受託候補者と決定した事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの応募又は受託者の決定を取り消すこととする。

- 1) 「第3章公募型プロポーザル募集要項.1参加資格」に該当しない場合
- 2) 提案書作成等に係る不正行為が認められた場合
- 3) 提案見積額が道路維持管理業務委託の上限額を超えた場合

#### ソ 次順位者の繰り上げ

流山市は、受託候補者に道路維持管理業務を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった提案事業者のうち、評価等が上位であった者から順に道路維持管理業務についての交渉を行うことができるものとする。

#### タ 契約の詳細協議及び準備期間

受託候補者は、流山市と企画提案書、特記仕様書等により協議を行い、令和6年7月31日(水)までに準備をし、令和6年8月1日(木)に道路維持管理業務委託を開始できるようにする。

#### チ 契約の締結

契約の締結は次のとおりとする。

- 1) 受託候補者は、令和6年7月1日(月)までに公募型プロポーザル見積金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約には、協議内容を書面にしたものを添付するものとする。
- 2) 契約保証金は、全部又は一部を免除することができるものとする。

### 3 一次審査

一次審査は、参加申込書及び添付書類の内容について審査を行い、二次審査に進む対象者を選定する。具体的には、別表の「道路維持管理業務委託提案評価基準表」(一次審査)に基づき、評価項目ごとに点数化し、総合的な評価及び審査を行う。

なお、構成企業等の場合は、地域貢献度及び経験・当該業務の運営能力について構成企業員全ての者について評価し、その平均点を評価点とする。

一次審査の合否結果は、審査後、各企業の代表に書面にて通知する。

### 4 二次審査

二次審査は、提出された提案書を別表の「道路維持管理業務委託提案評価基準表」(二次審査)に基づき評価項目ごとに点数化し、効果と実効性の双方の観点から総合的な評価及び審査を行う。

### 5 契約内容及び業務内容等の協議

選定された受託候補者は、業務が円滑かつ速やかに実施できるよう契約内容及び業務内容等について委託者と協議・調整を行わなければならない。協議・調整は月1回程度とし、必要と認められる場合は、この限りではない。なお、協議・調整に必要な資料等の経費は、選定された受託候補者が負担するものとする。

### 6 事業契約に関する事項

#### (1) 基本的事項

委託者は、選定された受託候補者と協議が整った際に、契約を締結する。ただし、受託候補者決定後から事業契約の締結までの間、出資者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、委託者は受託候補者と事業契約を締結しない場合がある。なお、この場合においては、次点候補者と協議を行い、契約を締結することができる。

#### (2) 委託者と受託者の責任分担の明確化に関する事項

本事業において想定されるリスクについて責任分担を明確化するため、別紙の「リスク分担表」に示す。なお、リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見及び提案があった場合は、必要に応じて修正、変更等を行うことができるものとする。

#### (3) 費用の支払い

費用の支払方法は、原則一括払いにて行うものとする。ただし、受託者から分割での支払いを希望があった場合は、支払い方法の見直しを可能とする。

#### (4) 契約事項の見直し

本事業は、委託者と受託者の合意があった場合、契約期間内に契約事項を見直すことができるものとする。

#### (5) その他

##### ア 係争に対する措置

次の書類の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と受託者は本事業の事業目的の遂行を前提とし、誠意を持って協議の上で解決を図るものとする。

- 1) 委託者が公募手続きにおいて配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書
- 2) 受託者が応募手続きにおいて提出した事業計画等の提案資料
- 3) 委託者と受託者との間で締結された契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

イ 本事業の継続が困難となった場合の措置

- 1) 委託者は、本事業の継続が困難となった場合は、契約書の定めに基づき、委託者と受託者で協議を行うものとする。
- 2) 委託者は、債務不履行に伴う損害賠償を受託者に請求することができるものとする。

ウ 引継

1) 引継書等の作成

次期の本事業の受託者への業務引継書を及び引継資料を作成し、円滑な引継ぎを行わなければならない。

2) データの引継ぎ

次期の本事業の受託者へ作成した日報や報告書等について、CD-ROMに格納し引継ぎを行わなければならない。

## 第4章 その他

### 1 その他の事項

- (1) 提出期間までに書類が提出されなかった場合は、いかなる場合であっても参加できない。
- (2) 提出期間後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 応募に係る経費は、参加者の負担とする。
- (4) 本提案に係る提出物については、返却しない。
- (5) 提出された書類は選考に関する目的以外には使用しない。
- (6) 本提案に係る書類に虚偽の記載をした場合には、同書類を無効とし、指名停止を行うことがある。
- (7) 電子メール等の通信事故について、委託者はいかなる責任も負わない。
- (8) 本提案により採用されたことをもって、提案した全ての内容の契約を保証するものではない。また同様に、来年度以降の業務についての契約を保証するものでもない。
- (9) 参加表明、提案に係る費用はすべて応募者の負担とする。
- (10) 本事業において使用する言語は日本語とし、通貨は円を使用する。
- (11) 本プロポーザルは、都合により延期し、又は取りやめることがある。この場合について、参加者は意義を申し立てることはできず、その事由によって損害を受けることがあっても、その賠償を委託者に請求はできないものとする。
- (12) 流山市は、プロポーザルに係る一切の事務について、当該業務を担当する主管課長等に委任することができる。
- (13) 提案事業者との連絡調整に係る事務局は、流山市土木部道路管理課に置く。
- (14) この要項は、令和6年4月1日から施行する。
- (15) この要項は、道路管理業務委託に係る契約の締結日をもって失効する。

### 【 問い合わせ 】

流山市道路管理課補修係

〒270-0192 流山市平和台1-1-1 (流山市役所第3庁舎1階)

電話 04-7150-6093(直通)

E-mail [dourokanri@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:dourokanri@city.nagareyama.chiba.jp)

